

広島県告示第1016号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和3年11月22日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府堺市西区上89番地 大崎工業株式会社 代表取締役 近田 光昭
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町中野977番地 大崎工業株式会社 広島工場

2 申請の内容

27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設2基を廃止し、27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設2基を設置する。また、27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設1基の使用方法等を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設2基廃止

(その2) 新設

種	類	27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (CAC-F No. 1)
能	力	4.4m ³ /日
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後30日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに
使	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時～16時、3時間/日 (季節的変動なし)

用 の 方 法	項 目		通 常	最 大
	排 出 さ れ る 汚 水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7.3-7.6
		汚水等の量(m ³ /日)	0.01以下	0.01以下

(その3) 新設

種 類		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (CMA-F No. 12)		
能 力		400kg		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		着工後30日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに	
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時~16時, 7時間/日 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
排 出 さ れ る 汚 水 の 状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		4.3-4.5	4.0-5.0
		汚水等の量(m ³ /日)	1	1.2

(その4) 変更

種	類	変 更 前		変 更 後	
		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (CMA-F No. 11)			
使用 の 方 法	項	通 常	最 大	通 常	最 大
		汚水等の量(m ³ /日)	6	8	9

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和3年11月22日から令和3年12月13日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課